

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成31年2月26日～令和3年2月25日)

氏名	職名	分野	
上田 佳代	京都大学大学院地球環境学堂准教授	大気環境 水環境 地質・土壌環境 その他の環境要素	大気質
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授		悪臭、廃棄物
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授		水質、地盤沈下、土壌汚染
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授		環境地盤工学
渡邊 紹裕	熊本大学特任教授		水循環、地球環境
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部長	植物	
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター長	生態系	
荒川 朱美	京都芸術大学芸術学部教授	景観	
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財	
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続	

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

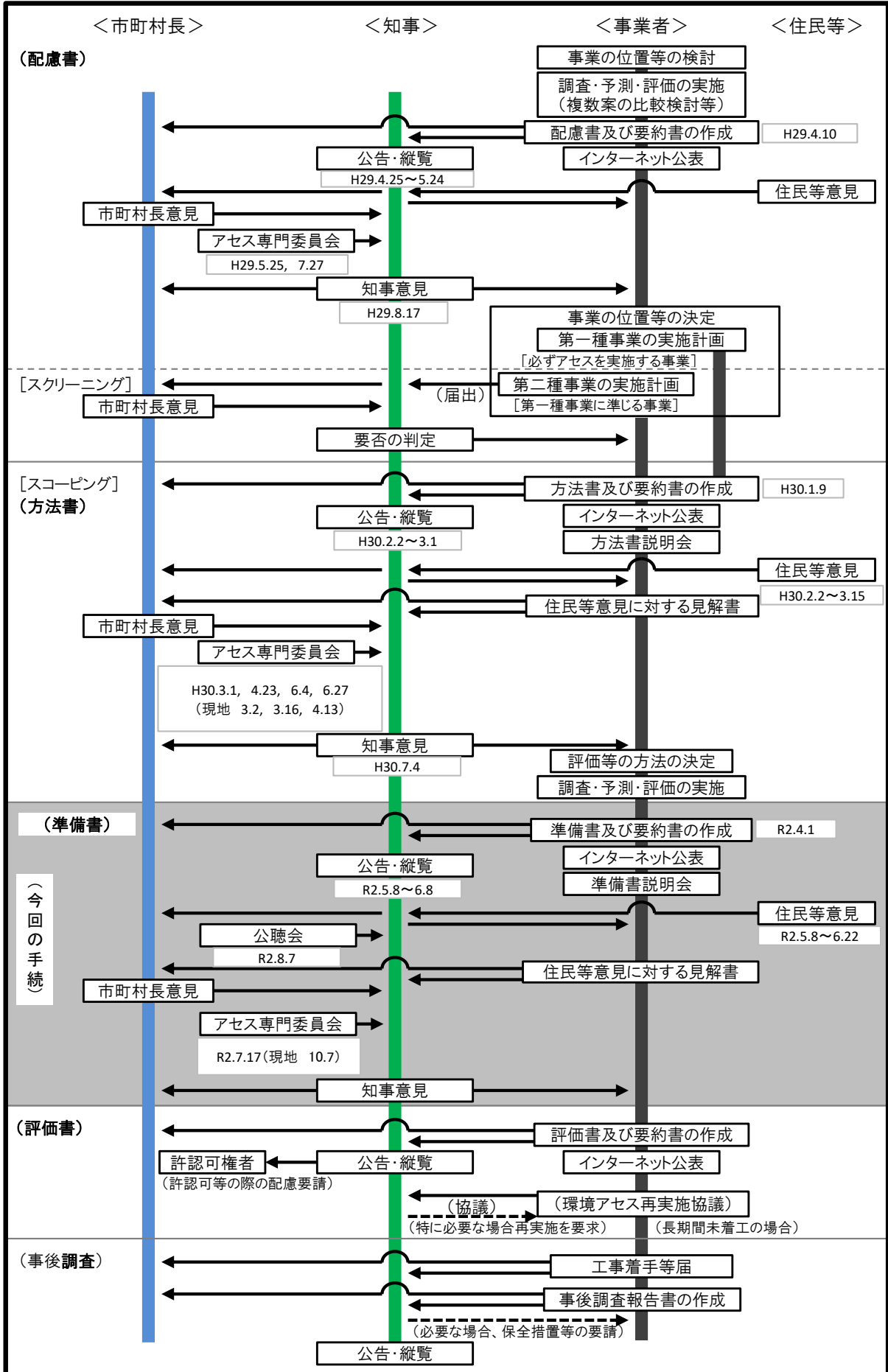
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ

資料3



環境影響評価準備書の概要と手続状況等

事業者	枚方京田辺環境施設組合（管理者 上村 崇）		
事業が実施されるべき区域	京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか		
事業名称	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業		
事業の内容	<p>一般廃棄物焼却施設の設置</p> <p>環境影響評価条例施行規則 別表 6（3）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（処理能力が1時間当たり4トン以上であるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の処理能力 168 t / 日（7t / 時間） 1 炉 （可燃ごみ量（平常時）156t / 日、災害廃棄物 12t / 日） ・ 処理方式 ストーカ式焼却炉 ・ 計画地盤高 120m ・ 煙突高さ 100m ・ 排水 下水道放流の予定 		
稼働開始年度(予定)	令和7年度		
関係地域の範囲	対象事業実施区域から半径約1.6kmの範囲及び国道307号と都市計画道路長尾杉線との分岐箇所まで （含まれる市町村：京田辺市、大阪府枚方市） * 東部清掃工場での排ガスの最大着地濃度地点（0.8km）の2倍		
評価項目 大気環境 水環境 地質・土壌環境 動物 植物 生態系 景観 人と自然との触れ合いの活動の場 廃棄物等 温室効果ガス等	工事中	造成	浮遊粉じん、地形及び地質、土壌汚染、動物、植物、生態系、廃棄物等
		建設機械	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、動物、生態系、温室効果ガス
		車両の運行	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		雨水の排水	水の濁り（SS）
	供用時	施設の存在	動物・植物・生態系、景観、人と自然の触れ合い
		施設の稼働	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、動物、生態系、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		車両の運行	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		廃棄物の発生	廃棄物等

年月日	手続き等
R2. 4. 1	準備書提出
4. 3	大阪府知事協議
5. 8	準備書公告・縦覧（～6/8）、意見募集（～6/22）
5. 20	説明会開催中止届出
7. 17	環境影響評価専門委員会（第1回）
8. 7	公聴会の開催の取りやめ（理由：公述申出がなかったため）
8. 11	事業者見解提出
10. 19	京田辺市長意見
11. 5	環境影響評価専門委員会（第2回）
11. 9 まで	大阪府知事意見
12. 9 まで	知事意見送付

120 日以内



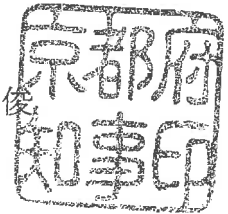


資料 5

2環管第209号
令和2年7月17日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に
係る環境影響評価準備書について(諮問)

京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、下記の者から一般廃棄物焼却施設の設置の事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出がありました。

つきましては、条例第23条第1項の規定により、その内容についての貴専門委員会の意見を求めます。

記

枚方京田辺環境施設組合 管理者 上村 崇

(諮問理由)

条例第23条第1項において、「知事は、準備書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの審査を行い、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造のための措置その他規則で定める事項についての事業者に対する意見書を作成するものとする。」とされており、条例第16条第1項の規定により上記事業者から提出のあった準備書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。



第 7 号様式 (第 13 条関係)

見 解 書 提 出 書

令和 2 年 8 月 7 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所在地 大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地
名 称 枚方京田辺環境施設組合
代表者の氏名 管理者 上村 隆俊



京都府環境影響評価条例第 22 条の規定により、見解書を別添のと
す。

対象事業の名称	枚方京田辺環境施設組合 可燃ごみ広域処理施設整備事業
対象事業の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物焼却施 設の設置の事業
対象事業の規模	一般廃棄物処理能力：168t/日 [7 t/時間]
対象事業が実施されるべき 区域	京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4（縦長）にしてください。



準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

準備書の公告、縦覧に伴い提出された準備書についての住民等の意見は8通であり、以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

(1) 事業計画の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
1	<p>環境影響評価準備書 p1-10 4) 施設位置の検討経緯 7 行目にて「東部清掃工場用地が適している」、同ページ 24 行目「京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的」の二つの文言から次のように想像させる。</p> <p>京田辺市の甘南備園地域の建設の次は、東部清掃工場用地で建設する。</p> <p>これが事実であれば何ということか。また東部清掃工場用地内で再び清掃工場が建設されるのか。</p>	<p>「東部清掃工場用地が適している」との記載は枚方市が単独で整備することを前提とした場合のことであって、その後、京田辺市との広域処理を進めるうえで、「京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的」としたものです。</p> <p>平成 28 年 4 月に京田辺市と枚方市が交わした基本協定では、新施設の次の後継施設について枚方市内に建設するものとしています。ただし、具体的な場所はまだ決まっておりません。</p>
2	<p>造成時の残土が 20 万立米を超え、伐根・雑木など相当量の搬出運搬が行われるが、搬出先や工程なども未定であり施工業者にゆだね丸投げの恐れがある。運搬車両の経路により地域住民に多大な影響を及ぼす。</p>	<p>現時点では車両の走行ルートは明確に決まっておりません。このため、工事中の車両走行による環境への影響については、全車両が同一方向を走行した場合を想定して予測評価しております。</p> <p>なお、環境保全措置として計画的な運行管理やエコドライブの徹底、法定速度の遵守等を計画しております。これらを実施することにより、地域の皆様への影響を低減できるよう努めてまいります。</p>
3	<p>住民説明会では、「地質などから公共機関への流用など今から検討」とされたが、事業地の地質調査は 2 年前に終わっており今なお検討とはお粗末。</p>	<p>工事による発生土は、対象事業実施区域内の盛土や周辺の公共事業に活用する予定です。</p> <p>現在、受け入れ先の公共事業などとの調整を行っているところです。</p>
4	<p>全体計画がずさん。もともと計画前の調査でもオオタカの生息は示されていた。今になって、「オオタカの検討で 2 年の遅れ」と言うが、その遅れで無駄な人件費がすでに 1 億円を超えている。また業務費や契約方式検討などの予算も当然付随してくる。準備書作成にあたり 2 度と工程が遅れないよう細部まで明確に示し、市民への信頼を取り戻すべきだ。</p>	<p>環境調査を行う前からオオタカの飛翔情報はありましたが、詳しい調査は行われておらず、今回の調査で繁殖活動や営巣木が確認されたものです。このため保全措置を検討するための追加調査を行いオオタカに配慮した工事工程としました。</p> <p>本事業のスケジュールは、準備書にもお示しのとおり、令和 7 年度の供用開始を目標に進めております。これまでと同様に様々な機会をとらえ、組合だよりやホームページなどにより積極的に情報発信を行ってまいります。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
5	<p>排水について、配慮書段階での知事意見では「工事中の濁水の影響について調査等を行うとともに、施設供用時の排水については、公共下水道への負荷も含め事業区域外へ排出される環境影響として検討すること。」となっています。</p> <p>これに対して事業者は「工事中の濁水の影響を予測評価するため、降雨時の水質調査を行います。また、施設供用時の排水については、プラント排水は循環利用を基本とし、余剰分について生活排水と併せて公共下水道へ放流する計画であるため、評価項目としませんが、事業計画において、公共下水道への負荷に対する保全対策の内容を整理し記載します。」という見解になっています。</p> <p>次の方法書段階での知事意見では、配慮書の事業者意見に対する形で、「排出ガス処理の方法を明らかにするとともに、有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。」と、十分な対策検討と、具体的に準備書での記載を求めています。</p> <p>これに対して事業者は「排ガス処理方法は決まっておりますが、有害物質を含む排水が発生する場合には、建物内に設置する排水処理設備で適切に処理を行い循環利用を図るとともに、余剰な処理水は下水道放流することで、場外への飛散・流出を防止します。」と曖昧な見解を示していますが、準備書に具体的に記載することという知事意見は否定していません。</p> <p>しかしながら、今回の準備書（6-3）では、「排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。なお、プラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とする。」とあり、配慮書の記述に逆戻りし、検討段階が進んでいながら具体的な排水量も排水処理設備も示さず、さらに「有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること」という知事意見を完全に無視したものになっています。</p>	<p>本事業は、DBO方式で整備することから、排ガスの処理方式等については建設事業者の提案を受けて決定します。このため具体的なプラント排水量や排水処理設備の仕様は、現時点では定まっております。</p> <p>一般的な廃棄物処理施設は、排ガスの処理工程でアンモニアを使用することから、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に該当します。有害物質を含むプラント排水の地下浸透や飛散、流出については、同法において構造等に関する基準が定められていることから、新施設についても法の基準を遵守してまいります。</p> <p>また、対象事業実施区域は、新施設からの放流も想定したうえで、令和2年3月に綴喜都市計画事業の事業計画変更認可を受け、下水道区域となっており、下水道への放流は問題ありません。</p> <p>今後も関係機関と協議のうえ、下水道処理施設への影響の低減に努めてまいります。</p>
6	<p>本区域から排出される処理水は、下水道を通じて京田辺市だけでなく、八幡市、京都市、宇治市、城陽市、木津川市、久御山町、井手町の8市町の下水を処理する洛南浄化センターへ流入しています。このため、当該施設からの排水の下水处理への影響は、当該施設の位置する京田辺市の下水への影響にとどまらず、その他7市町の下水处理にも影響を及ぼすものです。</p> <p>広域的観点からの知事意見のとおり、場外への流出の環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に具体的に影響と対策を記載することが必要であり、それが検討されなければ、下水へ放流することは出来ないものと考えます。</p>	<p>知事意見にある「場外への飛散、流出」とは有害物質を含む排水が公共用水域に流出することへの対策であると考えます。</p> <p>排水処理設備に流入する有害物質を含むプラント排水については、水質汚濁防止法の構造等に関する基準を遵守し、飛散、流出を防止するとともに、同設備において適切に処理してまいります。なお、対象事業実施区域は、新施設からの放流も想定したうえで、令和2年3月に綴喜都市計画事業の事業計画変更認可を受け、下水道区域となっており、下水道への放流は問題ありません。</p> <p>今後も関係機関と協議のうえ、下水道処理施設への影響の低減に努めてまいります。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
7	<p>準備書5-3-(2)-3に、方法書に対する知事意見で「有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。」とあるが、準備書6-2表6-2.1(2)の環境影響評価の項目の選定では、「排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。」となっている。今回の準備書では環境影響評価の項目に選定しないとし、その理由は、下水道放流を行う計画であるからとなっている。</p> <p>そのためには、当該施設からの排水を受け入れるに十分な下水道施設が整備されているか、又は工事着手までに整備予定であることが前提でなければならないが、その下水道の整備状況について、準備書2-2-2(10)の上水道及び下水道の整備状況に記載があるが、そこには「下水道の行政人口比の普及率は、京田辺市98.4%、枚方市96.1%となっている。また、計画面積比の普及率は、京田辺市85.9%、枚方市65.1%となっている。」とだけしか記載されていない。</p> <p>つまり、当該施設からの排水について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的に接続し流下させることができるのか ・終末処理場において水量、水質とも処理が可能であるのか（そもそも放流が可能であるのか） ・有害物質を含む排水による下水道へ影響を回避できるのか <p>など、今回の準備書において環境影響評価項目に選定しない（検討しない）とできる理由は、何一つも記載されていない。</p>	<p>対象事業実施区域は、新施設からの放流も想定したうえで、令和2年3月に綴喜都市計画事業の事業計画変更認可を受け、下水道区域となっており、下水道への放流は問題ありません。</p> <p>本事業は、DBO方式で整備することから、具体的な排水処理方法は定まっていますが、放流量及びその時間帯については、下水道処理施設への影響を低減するため関係機関と協議のうえ、計画することとしています。</p> <p>また、排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であり、このうちプラント排水は、排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画となっております。</p>
8	<p>以下に示す内容を含め、当該施設からの排水を受け入れる十分な下水道が整備されていることや当該施設での排水処理について、具体的には何も記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設における排水は、どのように処理されるのか ・下水への放流水質基準は満足するのか ・排水の水質の監視や排水処理設備の維持管理はどうか実施されるのか ・排水処理設備の点検や維持管理時や、万一処理設備に不具合が発生した場合に有害物質が下水に放流されないような措置がとられているのか 	<p>プラント排水については、適切な排水処理設備を設けて処理し、京田辺市公共下水道条例に基づく下水道排除基準を遵守してまいります。</p> <p>排水処理設備の点検や維持管理は、プラント排水が発生しない焼却炉の定期点検時に行います。</p> <p>また、水質については、自動測定器に加え、定期的に手分析により監視いたします。処理後の水質が下水道排除基準を超過する場合には、下水道への放流を停止します。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
9	<p>当該施設からの排水が適切に処理され公共水域に放流されるとあるが、そのことが何も担保されない状況では、準備書に記載のような「排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。」ことにはならない。</p> <p>当該施設や排水を処理する下水処理場は、生活に欠くことのできない施設である一方、汚物汚水を扱う施設であることからより慎重に計画すべきであり、かつ公共施設であることから、民間施設の規範となるような十分な環境影響評価とその対策を実施すべきである。</p>	<p>下水道へ放流する排水のうち、有害物質を含むプラント排水については、水質汚濁防止法の構造等に関する基準を遵守し、公共用水域への飛散、流出を防止するとともに、排水処理設備において適切に処理を行い、下水道排除基準を遵守したうえで、下水道に放流します。</p> <p>今後も関係機関と協議のうえ、下水道処理施設への影響の低減に努めてまいります。</p>
10	<p>本施設が環境面において「世界最高水準」であるならば、そう明言して下さい。2008年に稼働した枚方市東部清掃工場はそうでありました。</p>	<p>本施設は、東部清掃工場と同等かそれ以上の基準を自主基準値として設定して運用してまいります。</p>
11	<p>1 炉で 168 t/日とのことですが、2 炉が良い。その優位性は甘南備園及び東部清掃工場で既に示されています。</p>	<p>新施設は 1 炉ですが、近接する東部清掃工場の 2 炉とあわせた 3 炉体制での運用を行っていく予定です。</p>
12	<p>発電設備選定は慎重にして下さい。東部清掃工場では共用わずか 7 年を経ずしてボイラー水管の大規模修繕工事を余儀なくされました。</p>	<p>本事業は D B O 方式で整備することから設備等の仕様につきましても、建設事業者からの提案を受けて、慎重に検討したうえで決定します。</p>
13	<p>I S O 14001 認証取得を目指して下さい。東部清掃工場では取得するとの地元への説明があったが、結局実行されていない。</p>	<p>東部清掃工場では枚方市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減に努めていると伺っています。なお、新施設につきましては、今後、検討してまいります。</p>
14	<p>地元住民と共同の公害監視体制を構築して下さい。東部清掃工場では共用開始後今日まで、公害監視委員会が年 2 回開かれています。</p>	<p>新施設の公害監視体制については、ご意見を踏まえ今後、検討してまいります。</p>
15	<p>本施設を災害時の避難所としても活用できるようにして下さい。地元への一還元策にもなります。</p>	<p>新施設については、構成両市が作成した可燃ごみ広域処理施設整備基本計画に基づき、災害廃棄物の処理体制強化のため、災害時にも廃棄物の受入に必要な設備が整った施設とすることとしております。また、防災拠点の 1 つとなるよう、今後、構成両市と組合において検討してまいります。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
16	<p>京都府民として●●年生活し、自然派画家として●●年生活してきました。</p> <p>甘南備山には、地学の単位を取るため●●才から登り自然環境の良さは、ずっと写生をしながら体験してきました。</p> <p>動植物、昆虫についてもプロの先生方から話しを聞いてきました。</p> <p>平成元年から情報公開制度がはじまり、庶民の考えでは通らないので情報公開して頂きながら生きています。</p> <p>京田辺市は、平成 26 年から枚方市と申し入れを行ったとしていますが、平成 21 年一般廃棄物処理協定を締結。平成 25 年京田辺市ごみ減量化推進協議会という組織をつくり、住民には美しい京田辺をつくるためといいながら一方では枚方市と交渉していたのです。</p> <p>市民へは、ごみをへらし美しい京田辺のまちをつくりましょうと説明していました。(公民館へ説明しにくる)。</p> <p>しかし、その差金が 31.5 億円と京田辺市が負担増とは市民に知らせていない。</p> <p>すでに、平成 21 年から枚方のごみを入れると約束しながら市民には説明していない。</p> <p>枚方京田辺環境施設組合説明会ではおもいきり笑われた。</p> <p>枚方市都市運用指針を枚方市の都市計画へ行ったら「コピー機が動かないので写しかえれ」といわれて写しました。</p> <p>この時、生駒断層、有馬高槻断層、中央構造線、東南海地震のこともかいてあり広域化によって市のごみ減量の意識が希薄になると書いてありました。</p> <p>住民の方は「京田辺で燃やしてくれたら楽でいいね」といわれました。</p> <p>京田辺市負担増は、31.5 億円、京田辺市の土地にごみ焼却場をたて京田辺市が 31.5 億円多くはらい 40 年もやしてあと修理して 10 年、半世紀もやし続けたら京田辺市の文化財や環境がどうなるか市民は何も知らない。</p>	<p>本事業の施設位置は、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら京田辺市・枚方市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果となっております。</p> <p>構成両市においてパブリックコメントの実施等による住民意見も受け入れた経緯もございます。また、地域への環境影響を確認するため、これまで京都府環境影響評価条例に基づく手続きを行ってきており、住民説明会などを通して市民の皆様に説明を行ってきたところです。</p>
17	<p>施設の周辺の法面の植栽、敷地内の植栽は、外来種の見栄えの良い植栽や花壇ではなく、日本古来の植生を生かした常緑広葉樹、落葉広葉樹の里山の趣をもったものとされることを望みます。</p> <p>平安京の南の基軸とされる甘南備山は古代から大切にされてきた山です。昔から人の暮らしや祈り、水源としても大切にされてきた地域です。</p> <p>4 月には山に行きコバノミツバツツジを摘み、田の水の取り入れ口に差し、花代とし、豊作を祈る... 5 月にはさるとりいばらでいばら団子をつくり、水辺の葦でちまきをつくりこどもの成長をいのり、6 月には手原川で蛸狩り、秋にはアケビ、シイの実、キノコ採り、12 月には、たまみずきの真っ赤な実が熟し、2 月には椿が咲き、3 月には馬酔木の白い花、そんな自然を楽しんできました。里山の景色を取り入れてください。</p>	<p>本事業では、周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとしております。敷地内の植栽にあたっては、地域景観との調和に留意し、里山の景色となるよう検討いたします。</p>

(2) 地域の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
18	近年、この地域の山は工場や物流、廃棄物リサイクル施設などで山の開発が進んでいきます。枚方、京田辺の農業の小さな大切な水資源を作ってきた里山であることも、視野に入れて開発の認可をされることを望みます。	本事業では、丘陵地の地形の改変を可能な限り低減できるよう、事業計画や工法等を検討してまいります。 また、いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。
19	当該敷地は土砂災害危険個所であり、土質次第では法面擁壁などの設計にも大きく影響される。明確に説明すべき。	本施設の設計に当たっては、対象事業実施区域の地質状況等を詳細に調査したうえで、土砂災害等の防災面についても十分に配慮してまいります。また、地形の改変による盛土や切土部分では、がけ崩れ等の危険性が高くなる場合があるため、本事業では、土地の地形特性に対する十分な対策を行ってまいります。
20	穂谷川清掃工場が閉鎖されるため、その分の収集車が本施設地域に集中する。騒音よりむしろ渋滞対策をお願いします。	新施設の供用開始により穂谷川清掃工場へ持ち込んでいた車両が新たに国道 307 号を走行することとなります。一方で、準備書にお示ししたとおり、都市計画道路長尾杉線の道路整備が計画されており、走行車両が分散され渋滞緩和が図れるものと考えております。
21	災害のおそれのあるところをつくってはいけません。 おおたかについての専門家はいらっしゃらないが、ずっと写真をとっておられる方から本を頂いた。 この事業が中断して2年だけれど説明文がちょっとしっかりしていない。 ごみ焼却場は災害の発生する恐れの高い区域に設置することは望ましくないかいてある。 地震学者の尾池さんは、30年以内にこの地で地震がおこること新聞にかいておられる。 活断層、とう曲のあるところは立地条件として正しくない。 大阪層群30年くらいで必ず動く、先般大阪の地震で6人なくなった。当時は5人といっておられたが、今年の新聞では6人となった。 建設地は斜面、礫層で地すべり地、京田辺市民には報告していない。これは、不作為であると犯罪になると思うが「おまえ30年生きてへんやろ」といわれた。しかし、大阪で6人なくなったのは、京田辺市で知っている人は少ないと思う。 私は●●市の美術職員として●●年在席していたので教えた生徒様が●●市の自宅まできてくれた。	撓曲は、地下の断層活動に伴って上位の未固結～半固結の地層が変形したものです。「日本の活断層」(平成3年)によると、対象事業実施区域周辺には、活断層として生駒断層帯の交野断層や普賢寺撓曲、富雄川撓曲-高船断層などが分布していますが、対象事業実施区域内には、それらは分布していません。 また、対象事業実施区域の地質は、地質学的には、大阪層群下部の田辺累層の水取礫層と呼ばれる地質で、主に砂・礫層からなっています。礫層であることと地すべり地とは直接的な関係はありません。

(3) 大気質

No.	住民等の意見	事業者の見解
22	京田辺市では定期的に定点施設の放射線量の測定を実施している。このため、大気質の項目に空気中の放射線量の項を追記すべきである。 工事前と工事中、その後の定期測定は必要である。	本事業では、工事により放射能が発生することはありません。また、供用後も放射性物質汚染廃棄物の受け入れはないことから放射線量の測定は計画しておりません。

(4) 動物

No.	住民等の意見	事業者の見解
23	<p>オオタカ営巣木は私有地にあり、地主の理解を求めるだけでは不十分である。保護の具体的な確約の施策を講じられたい。私有地は売買自由であるため、保全のために買い上げるべきです。</p> <p>騒音等の発生や視覚的な変化による影響があると予測されているが、学研都市建設時、木津北地区のオオタカの営巣の場合、公団はビデオ撮影して、営巣・巣立ちまで観察された。</p> <p>枚方京田辺環境施設組合はオオタカの営巣、巣立ちまで実証すべきです。保全措置に欠陥がある時は工事の中止、改善を直ちに実施して下さい。</p>	<p>本事業において、オオタカの保全のために私有地を買い上げることはできません。ただし、工事期間中の繁殖期及び工事完了後1年間の繁殖期を対象に、定点調査及びビデオカメラ撮影によりオオタカの営巣・巣立ちなどの確認を行うほか、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応し、オオタカの保全に努めてまいります。</p>
24	<p>造成を行うにあたり、オオタカの生息が事業により影響があると認めながら、その対応が、「工事個所を遠方から実施とか状況により専門家の意見をお聞きする。」という漠然とした内容であり生息を維持することが出来る確証が示されていない。工事スケジュールを明確にして、具体的な手法を示すべきだ。また、仮にオオタカの生息が維持できない場合、当事者の責任と罰則、京都府の責任を明確に示すべき。</p>	<p>本組合では、専門家からなるオオタカ保全専門家会議を設置し、具体的な工事スケジュールを基にオオタカの生息が維持できるように環境保全措置を検討し、準備書にお示しいたしました。</p> <p>準備書に記載のとおり、本事業では、工事期間中のオオタカの繁殖期及び工事完了後1年間の繁殖期を対象に、定点調査及びビデオカメラ撮影により営巣・巣立ちなどの確認を行うほか、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応いたします。</p>

(5) 廃棄物

No.	住民等の意見	事業者の見解
25	<p>ごみ焼却場には新型コロナウイルスが集積されるが、こうした対策を準備書に明確に示すべき。また、処理された水、灰などの廃棄処分についても明確に示すべき。</p>	<p>職員等が素手でごみに触れることはありません。また、ごみは850℃以上で焼却処理されることからウイルス等は死滅することから、処理された水や灰などへの影響はありません。</p>

(6) 事後調査

No.	住民等の意見	事業者の見解
26	<p>京都府域についても事後調査をするようにしているが、事後調査をしていない！！</p> <p>事後調査をするといっているが事後調査はしていない。</p> <p>おおたか、オオムラサキその他いっぱい美しい花があります。</p> <p>しかし枚方市は東部清掃工場稼働後10年、何の調査もせず、前期の石井市長との約束によって京田辺市内につくろうとしています。</p> <p>市民はそれに気づいてしっかりしていかなければならないと思います。</p>	<p>東部清掃工場に関する事後調査については、関係機関との協議のうえ、適切に行われたと伺っております。</p>

(7) その他（他の機関に対する意見等）

No.	住民等の意見	事業者の見解
27	<p>東部清掃工場近隣の枚方市民は清掃工場建設計画・実行・稼働について平成元年よりずっと苦しめられている。枚方市側と住民との確執、住民間での容認派と反対派のいがみ合いなど悲しく辛い平成の時代でした。それがまた続けて建設されるとなると住民の枚方市への不信感は最大限に達するでしょう。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
28	<p>今回の京田辺市での建設は他市であるので容認します。しかし、京田辺市の次は、枚方市の西部に建設すべきです。徳谷川清掃工場（枚方市中央部）→東部清掃工場（枚方市東部）→そして枚方市西部と順番に建設すべきです。迷惑施設の住民負担は市民全体で分かち合うべきと考えます。 枚方市の公平感ある未来のために是非検討願います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
29	<p>ゴミ処理計画について、ゴミの有料化を含め、ゴミの削減・資源回収を両市で目標値を決めてめざし、東部清掃工場が建て替えをする頃には将来は処理場が一つで良いような削減プランも描いていってほしいと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
30	<p>枚方市・京田辺市において、地域での小さいリサイクル・資源回収施設を市民の動線や発生源近くでの設置。ゴミを減らせば資金的なメリットが地域に落ちるような仕組みでの市民参加型の施設運用、また「エコパークかなび」のさらなる充実も望みます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
31	<p>亀岡市のプラレジ袋禁止条例・京都市のマイボトル推奨と給水施設整備などの他の地域の先進事例を取り入れ、市民が誇れる最先端の環境都市となることを願うばかりです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
32	<p>大阪のゴミを京都で燃やすという京田辺市民の、心のもやもやした感情を転換するために、環境最先端都市を目指す！という旗印を両市で掲げるのも良いと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
33	<p>ゴミ有料化の資金を基に京田辺市枚方市の「ゴミ半減行動プラン策定チーム」をそれぞれでつくり、それを具体化する「行動チーム」・「環境保全活動チーム」「事業チーム」などをそれぞれの市の有志でつくり、両市でゴミ減量・環境保全の機運を盛りあげて、共通目標を掲げた交流の糸口作っていくのも良いと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
34	<p>燃焼させるごみについては、公平性の観点からも両市において同等の分別収集として下さい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>

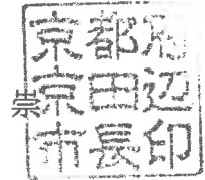


資料 7

京環第 357 号
令和2年(2020年)10月19日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京田辺市長 上 村



京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について (回答)

令和2年8月18日付け、2環管第253号により照会のありました上記の
ことについて、下記のとおり回答します。

記

別紙のとおり

担当	京都府京田辺市田辺 80 番地 京田辺市経済環境部 環境課生活環境係 担当：伊藤
TEL	0774-64-1366
FAX	0774-64-1359

環境影響評価準備書に係る意見

1. 全般的事項について

- ① 工事中及び供用時において、周辺環境への影響がより低減されるよう十分な措置を講じてください。
- ② 事後調査について、適切に実施し、環境保全に努めてください。

2. 個別的事項について

(1) 大気環境

- ① 工事中及び供用時において、建設機械、工事用車両及び施設利用車両から排出される大気汚染物質の低減に努めてください。
- ② 施設から排出される大気汚染物質の低減に努めてください。
- ③ 造成等の工事に伴う粉じんの飛散防止に努めてください。

(2) 騒音・振動

工事用車両及び施設利用車両の運行については、エコドライブ、点検・整備等の保全措置の徹底及び国道307号をはじめとする市内路線の走行において時間的な分散化を図るなど、騒音・振動の低減に努めてください。

また、建設機械及び施設の稼働についても騒音・振動の低減に努めてください。

(3) 超低周波音

供用時において、施設の点検・整備等を徹底することにより低周波音の低減に努めてください。

(4) 水質及び排水

工事中において、降雨による、濁水の流出防止に努めてください。

また、供用時においても雨水・汚水排水設備の適切な管理に努めてください。

(5) 動植物及び生態系

希少猛禽類が、事業区域付近に生息が確認されているため、造成等の工事及び建設機械の稼働に伴う希少猛禽類への影響の低減に努めてください。

また、事後調査の結果、希少動植物等への措置を講じる必要がある場合については、関係機関と協議の上、適切に対応してください。

敷地内の緑地については、周辺環境と調和がとれるように努めてください。

(6) 景観

敷地内の建物や煙突等のデザインや色彩については周囲の景観と調和がとれるよう努めてください。

(7) 廃棄物等

工事中に発生する廃棄物や土砂については、可能な限り再利用及び再資源化に努めてください。

(8) 温室効果ガス等

京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で示す削減目標達成に向けて、省エネルギー型設備・機器の導入や余熱利用等により、環境負荷の低減に努めてください。

(9) その他

工事中及び供用時において、工事作業員や施設職員等の環境意識の向上を図るための啓発活動に努めてください。

関係課の意見一覧

資料 8

No.	関係機関	意見
2	文化財保護課	<p>当該事業地周辺で実施された「自然環境保全基礎調査」(昭和53年～平成17年、環境庁、環境省)において、国指定天然記念物アユモドキ及び府登録天然記念物ハッチョウトンボの生息が確認されていますが、その後、対象事業実施区域及びその周辺を対象とした調査においては、両種ともその生息は確認されていません。</p> <p>については、事業の実施にあたって、今後新たに生息個体及び生息地が確認され、生息個体及び生息環境に影響を及ぼす行為を行う場合には、その取扱いにつき当教育委員会及び京田辺市教育委員会と協議を行うよう事業者には伝達願います。</p>
4	自然環境保全課	<p>「第7章 調査、予測及び評価の結果」の「7-4 動物」「7-5植物」「7-6 生態系」にあげる各種の予測結果については、可能な範囲で生態的知見を踏まえるなど、その評価に至るまでのプロセスがわかるような書き方が望ましい。</p>
6	水環境対策課	<p>場内廃水について、下水道処理施設においては、重金属類やダイオキシン類等の有害物質の処理ができないことを踏まえ、また、木津川流域下水道においては、放流先が大阪・兵庫1,100万人の水道水源として利用されている現状も鑑み、京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準を確実に遵守するとともに、下水処理施設放流先である公共用水域等の場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を評価書に記載し、実施すること。</p>

(素案)

令和2年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府環境影響評価専門委員会

委員長 渡邊 紹裕

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書について(答申)

令和2年7月 17 日付け2環管第 209 号で諮問のことについて、別紙のとおり答申します。

別紙

本事業は、京都府京田辺市の環境衛生センター甘南備園及び大阪府枚方市の穂谷川清掃工場の後継施設として、両市が共同で甘南備園の隣接地に一般廃棄物処理施設を整備するものである。

事業の実施に当たっては、環境保全性や資源循環性を重視し、次のことに留意するべきである。

1 全般的事項

- (1) 準備書に記載されている環境の保全及び創造のための措置(以下「環境保全措置」という。)を確実に実施するとともに、最新の環境保全技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減等に努めること。
- (2) 事後調査を適切に実施し、その結果に基づき必要と認められるときには、さらなる環境保全措置を講じ、環境影響の回避・低減等を図ること。
- (3) 環境保全措置が適切に実施されるよう、工事作業員や施設職員等の環境意識の向上のための啓発活動を行うこと。
- (4) 今後、施設整備・運営事業者が性能発注方式に基づいて詳細な実施計画を行う際には、本環境影響評価の結果を十分に反映させ、環境保全措置が確実に実施されるよう徹底すること。

2 個別事項

(1) 大気質

ア 近傍に一般廃棄物の焼却施設が立地しており、この地域特性を踏まえた適切な評価を行うため、東部清掃工場及び本施設からの排ガスの相互影響を考慮したシミュレーションを行い、その評価結果について、シミュレーションにおいて設定した条件とともに評価書において示すこと。

イ 建設機械及び工事用車両並びに本施設及び施設利用車両による大気環境への影響の回避・低減等に努めること。

(2) 騒音・超低周波音・振動

ア 工事用車両及び施設利用車両の走行ルートにおいては、騒音が環境基準を超過している地点があることから、事業の実施に当たっては環境保全措置を確実に実施し、それらの車両による騒音の低減を図ること。

イ 工事用車両又は施設利用車両の走行によって騒音の最大値が引き上げられることがないかを明らかにし、必要に応じてさらなる環境保全措置を講じること。

(3) 水質

本施設の供用時におけるプラント排水及び生活排水の下水道放流について、

下水処理施設の処理能力に留意し、万一にも下水処理後の放流水の水質に異常を来すことがないように、本施設を適切に稼働させること。また、適正な下水道放流の確保に向けた関係機関との協議等の状況について、評価書において可能な限り明らかにすること。

(4) 動物・植物・生態系

ア オオタカについて、親鳥への影響要因とひな鳥への影響要因とは異なるものであり、環境保全措置もそれぞれに応じて検討・実施すべきものであることから、評価書においてこれらを区分して記載するとともに、必要に応じて専門家の助言を受けて、当該環境保全措置を確実に実施すること。

また、当該環境保全措置に関する検討経過を可能な範囲で評価書に記載すること。

イ 敷地内の緑地については、周辺の環境との調和に努めること。

ウ 動物、植物及び生態系に係る予測結果について、評価書においては、各種の生態的知見を踏まえて検討した経過をより丁寧に記載するよう検討すること。

(5) 景観

本施設の建物及び煙突等のデザイン及び色彩について、周囲の景観との調和に努めること。

(6) 廃棄物等

ア 工事中に発生する廃棄物や土砂については、国の最新のリサイクル推進計画を参照し、廃プラスチック類も含め、可能な限り再利用・再資源化に努めるとともに、再利用・再資源化できないものに対しては適正処理を確保すること。

イ 本施設の供用時の焼却灰やばいじんについては、燃焼管理による発生抑制や再資源化等により、最終処分量の更なる削減を図ること。

(7) 温室効果ガス等

ア 本施設は長期間にわたって稼働するものであることから、将来を展望し、電動化等による温室効果ガス排出量の少ない施設利用車両の率先的な導入を検討すること。

イ 本施設が立地する自治体の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を参照の上、省エネルギー型設備・機器の導入及び余熱利用等を通じた地球環境への負荷低減に努めること。

項目	委員等意見の概要		事業者回答の概要	No. 【現時点】 答申（素案）
1 全般的事項	京田辺市	工事中及び供用時において、周辺環境への影響がより低減されるよう十分な措置を講じてください。		(1) 準備書に記載されている環境の保全及び創造のための措置(以下「環境保全措置」という。)を確実に実施するとともに、最新の環境保全技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減等に努めること。 (2) 事後調査を適切に実施し、その結果に基づき必要と認められるときには、さらなる環境保全措置を講じ、環境影響の回避・低減等を図ること。 (3) 環境保全措置が適切に実施されるよう、工事作業員や施設職員等の環境意識の向上のための啓発活動を行うこと。 (4) 今後、施設整備・運営事業者が性能発注方式に基づいて詳細な実施計画を行う際には、本環境影響評価の結果を十分に反映させ、環境保全措置が確実に実施されるよう徹底すること。
	京田辺市	事後調査について、適切に実施し、環境保全に努めてください。		
	京田辺市	工事中及び供用時において、工事作業員や施設職員等の環境意識の向上を図るための啓発活動に努めてください。		
	住民	近年、この地域の山は工場や物流、廃棄物リサイクル施設などで山の開発が進んでいっています。枚方、京田辺の農業の小さな大切な水資源を作ってきた里山であることも、視野に入れて開発の認可をされることを望みます。	本事業では、丘陵地の地形の改変を可能な限り低減できるよう、事業計画や工法等を検討してまいります。 また、いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。	
	住民	穂谷川清掃工場が閉鎖されるため、その分の収集車が本施設地域に集中する。騒音よりむしろ渋滞対策をお願いします。	新施設の供用開始により穂谷川清掃工場へ持ち込んでいた車両が新たに国道307号を走行することとなります。一方で、準備書にお示したとおり、都市計画道路長尾杉線の道路整備が計画されておりますので、走行車両が分散され渋滞緩和が図れるものと考えております。	
	大阪府	本事業は公設民営の DBO 方式(民間が設計(Design)、建設(Build)、運営(Operate))で実施されるため、具体的な事業計画決定時には、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、環境保全措置を確実に実施させ、より一層の環境負荷の低減を図ること。		

項目	委員等意見の概要	事業者回答の概要	No. 【現時点】 答申（素案）	
環境要素	2 個別事項			
(1) 大気質	委員	対象事業の概要について、煙突高さ100mは、隣の東部清掃工場に合わせているのか。	そのとおり。	(1) 近傍に一般廃棄物の焼却施設が立地しており、この地域特性を踏まえた適切な評価を行うため、東部清掃工場及び本施設からの排ガスの相互影響を考慮したシミュレーションを行い、その評価結果について、シミュレーションにおいて設定した条件とともに評価書において示すこと。
	委員	排ガスの環境保全目標は、東部清掃工場と同レベルか。	東部清掃工場と同じレベルである。なお、水銀について、平成30年度施行の改正大気汚染防止法に対応したものである。	
	委員	排水について、現時点では下水道放流を予定しているとのことだが、排ガスの処理方法を定めることのできない理由は何か。	本事業はプラントメーカーの提案を受けて、仕様が作成されるDBO方式である。選定される排ガスの処理方式の選定によって、排水量が大きく変わる。	
	委員	大気環境の予測・評価について、煙突排ガスの最大着地濃度のシミュレーションに、稼働中の東部清掃工場からの排ガスとの相互影響は含まれているか。	稼働中の東部清掃工場の影響は、バックグラウンドの設定に含まれている。なお、その設定は最大の環境負荷を考慮したものである。	
	委員	新施設の煙突排ガスと、稼働中の東部清掃工場の煙突排ガスとの大気中での相互影響を無視しているのか。	新施設の煙突と、東部清掃工場の煙突をそれぞれ発生源とするのみであり、それぞれから排出される排ガスの大気中での相互影響のシミュレーションをやっていない。	
	委員	供用時の温室効果ガスの予測・評価について、新施設の供用時におけるCO2排出量が、現状からの増減量においてマイナスとなっている。これは、現状に比べて発電効果が大きいということか。	そのとおり。現在、甘南備園では発電を行っていないためであり、さらに、ごみの減量施策が進むという予測のためである。	
	委員	車両運行についても、減量の効果によって、増加しないということか。	現状、穂谷川清掃工場に行っている車両が新施設に来ることを想定し、微増した数字となっている。	
	委員	大気環境の予測・評価について、新施設と東部清掃工場が、同時に稼働している状況を表現できているのか疑問である。もう少し丁寧な説明をしてほしい。	新施設と東部清掃工場が同時に稼働している状況を考慮した予測・評価が必要ということか。	
	委員	稼働中の東部清掃工場と、排ガスを同時排出させた相互影響を考慮したシミュレーションをすべきである。	検討させていただく。	
	委員	設定したバックグラウンドが持つ意味を明確化してほしい。	検討する。	
	委員	本事業の方法書についての京都府知事意見では、東部清掃工場の影響を考慮して予測・評価を行うよう意見を述べているが、東部清掃工場の影響はバックグラウンドとして使われているだけでのようである。 方法書についての意見の主旨は、特別な環境や条件下での状況を検討してシミュレーションに活かしてほしいというものとする。 東部清掃工場のデータを単にバックグラウンドとして使うだけでなく、特異な条件における状況の予測や、大気中における排ガスの相互影響のシミュレーションとしても有効活用するよう検討されたい。		
	委員	大気環境の予測・評価について、環境保全目標値よりは小さいという判断であるが、シミュレーションの条件としてどのような状況だったのか。平均的な濃度ではなくて、一番高い濃度がどうであるかということを考えて予測・評価してはどうか。 また、日平均値は示してあるが、1時間値の最大値はどうか。大気汚染物質のダイオキシン類等については、長期間の値が示されているが、浮遊粒子状物質等については、1時間値の値が環境基準とされている。 基準値は、健康影響に基づいて、短期間の影響の有無に基づいて決められたものである。したがって、日平均値だけでなく、少し短めの時間における高濃度の	長期予測の条件の確認ということか。	

項目	委員等意見の概要	事業者回答の概要	No. 【現時点】 答申（素案）
	<p>情報も出して予測・評価するのがよい。 また、大気質の事後調査について、「施設の稼働に伴う影響は、地域の方々の関心が高いことや予測の緒言に不確実性が若干あることを勘案し」とあるが、この不確実性とは何かということをより明確にしてはどうか。</p>		
	<p>長期予測の条件に加えて、濃度が高くなる短期での事象を考慮した方がよい。 例えば、新型コロナウイルス感染症に関する事象についていえば、在宅時間が長くなり、廃棄物が増えるならば、これまでの想定外のことも起こる可能性がある。そうした状況も想定して、対応できないかという主旨である。 長期的に見た場合と、短期的な高濃度や特定事象といった状況のシミュレーションを検討してほしい。</p>	<p>アセスメントにおいて長期予測では、年平均で予測をする。 排ガスの排出について、排出規制値を守る条件で予測をする。新型コロナウイルス感染症の関係でごみ量が増えても、施設の管理上は、規制基準を満足させて稼働させるのが条件になり、長期予測で、濃度が高くなるような条件で検討はしていない。 ダイオキシン類や水銀は、年平均値の予測となっている。 一方、浮遊粒子状物質は、1時間値での環境影響の基準値があるので、それと比較しての予測を行っている。 また、接地逆転時、ダウンドラフト時や上層逆転出現時等の状況を確認し、すべての条件で基準値をクリアできることを確認している。 なお、準備書に詳細を記載している。 大気質の事後調査について、予測の不確実性とは、新施設のメーカーや処理方式等、どのような焼却炉になるかがまだ決まっていないということである。</p>	
	<p>京田辺市 工事中及び供用時において、建設機械、工事用車両及び施設利用車両から排出される大気汚染物質量の低減に努めること。</p>		<p>(1) 建設機械及び工事用車両並びに本施設及び施設利用車両による大気環境への影響の回避・低減等に努めること。</p>
	<p>京田辺市 施設から排出される大気汚染物質量の低減に努めること。</p>		
	<p>京田辺市 造成等の工事に伴う粉じんの飛散防止に努めること。</p>		
<p>大阪府（仮） 環境影響評価時点では施設からの排出ガス処理方法が決定していないことから、具体的事業計画決定時には、最新の処理技術導入について検討し、大気汚染物質量排出量の更なる削減を図ること。</p>		<p>1(1)、(4)に反映</p>	

項目	委員等意見の概要	事業者回答の概要	No. 【現時点】答申（素案）
(2) 騒音・超低周波音・振動	委員 騒音関係について、低周波音と超低周波音の両方が書いてあるが、資料には20Hz以下の超低周波を対象としたG特性による評価のみがなされている。環境省は、20Hzより高い100Hz以下の低周波音による評価を推奨しているが、そのような評価はしていないのか。 騒音の予測・評価について、平均すると、コンマ何デシベルの増加なので、問題ないだろうとされている。実際の現場では、平均値ではなく最大値で問題がおきることも多い。従来にはなかったような大きな騒音が発生する可能性の有無も予測・評価してほしい。	超低周波音と低周波音との区別は、京都府条例上では超低周波音とあるが、住民説明会では分かりやすいよう低周波音という言葉を使っている。環境省の騒音に係る環境基準はLeqで評価することが決まっているため、最大値のLmaxで予測・評価するということは、非常に難しい。要約書では1～20Hzの超低周波音を対象としたG特性のみで整理しているが、準備書の本編では、F特性等によって1～100Hzでの整理をしていて、それらを環境省の参照値とも比較して予測・評価している。沿道の騒音レベルが既に環境基準を超えているため、新たな事業による騒音の増加は、コンマ数デシベルと予測している。これらは、環境省が定める道路の環境影響評価の手法のとおり予測・評価を行っている。環境省の騒音に係る環境基準はLeqで評価することが決まっているため、最大値のLmaxで予測・評価するということは、非常に難しい。	(2) 工事用車両又は施設利用車両の走行によって騒音の最大値が引き上げられることがないかを明らかにし、必要に応じてさらなる環境保全措置を講じること。
	委員 90%レンジの最大値L5を用いる方法もある。意見の主旨は、従来に比べて、大きな車両が通ることによって、騒音の最大値が増加することがないのかということである。その可能性について、コメントを追加してほしい。苦情の発生に影響がある。	道路沿道において、L5で評価するの。	
	委員 音源の大きさを、従来に比べて、ある程度評価しておかないといけない。 例えば、車両台数は少なくなるが、大きな音がたくさん出る場合、苦情につながるため、検討しておくのがよい。	苦情対応は大事なことと認識している。 例えば、工事中や供用後、窓口を設けて対応する必要があると思っている。 保全措置については、工事用車両や施設利用車両のエコドライブの推進、適切な運行管理、車両分散を検討しており、準備書内で保全措置を示している。	
	委員 平均値が上がらず問題ないということだけを強調するのは適切でない。色々な問題を考えた上で対応してほしい。	現地調査では、Leqだけではなく、時間率騒音レベルを取っているため、L5として換算したとき、どのようなものかを確認しておきたい。	
	委員 苦情対策や大きい音の対応方法に加えて、丁寧に、バックデータを準備しておくべきとの御指摘だったと思う。御検討いただきたい。		
	京田辺市 工事用車両及び施設利用車両の運行については、エコドライブ、点検・整備等の保全措置の徹底及び国道307号をはじめとする市内路線の走行において時間的な分散化を図るなど、騒音・振動の低減に努めること。 また、建設機械及び施設の稼働についても騒音・振動の低減に努めること。		
	京田辺市 供用時において、施設の点検・整備等を徹底することにより低周波音の低減に努めること。		
	大阪府（仮） 工事用車両及びごみ収集車等の走行ルートにおいては、騒音が環境基準を超過している地点があることから、事業の実施にあたっては環境保全措置を確実に実施し、ごみ収集車等による騒音の低減を図ること。		

項目	委員等意見の概要	事業者回答の概要	No. 【現時点】 答申（素案）	
(3) 水質	委員	水質や土壌についての事後調査がない。例えば、建物から有害物質が漏出することがあるかもしれないため、水質や土壌について、調査されたい。	水質に関して、新施設は排ガス処理の脱硝工程でアンモニアを使うことから、水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当する。改正水質汚濁防止法により、新施設では、アンモニア等の有害物質が地下浸透や飛散流出しないための、規制を受けることになる。 新施設において、有害物質が地下浸透や飛散流出することのないよう、施設を整備し、監視、定期点検、保守を行っていく。	
	委員	事後調査の項目に含めることについて、具体的にどうか。	水質については、公共用水域への排出はなく、下水道放流のみであるため、事後調査の対象とすることを考えていない。 土壌については、飛散流出防止や地下浸透防止の措置を講じるため、土壌汚染の起こらない施設と考えており、現状では、土壌に関して事後調査の対象とすることを考えていない。	
	委員	何もなければそれでいい。しかし、アセスとしては、今後の不測の事態を想定して、事後調査に含めておくということは、新たに整備する施設にとって大事である。		
	委員	排水を下水道へ放流するため、水質について事後調査の対象にしないということは、理解しにくい。どこの処理場に放流し、どれくらいの放流量と水質であるのか。下水道処理場に対して大きな負荷を与えるのかどうか。それらを含めてアセスをしないとけない。境界から外のアセスをしないことは、不十分ではないか。	新施設の放流先は、洛南浄化センターとなる。これまで、新施設は下水道地域に含まれていなかったが、今年3月に本施設の計画も含めて下水道地域に編入された。当然、京田辺市に下水道条例があるため、その基準を遵守した上、流末の最終処理施設への負荷を考慮した適切な時間に放流することを、関係者と協議してきた。 今のところ、夜中の3時間に限定して、下水道に放流することを考えている。	
	委員	どこかに記述してあるのか。	準備書には記載はない。	
	委員	そこまでやっているなら、書いたほうがいいのではないか。	準備書の1-15ページには、事業計画の水質に関する内容を記載している。基本的に新施設で使用する水はクローズド式であり、循環利用を基本とし、余分なもののみ、下水道放流をする。次の1-16ページに、水質の環境保全目標を記載している。京田辺市公共下水道条例の排除基準をクリアしたもので排出することと記載している。ただ、洛南浄化センターに放流するところまでの記載はない。 下水道放流に関する影響について、アセスでやるべきではないかとの話があったが、既に、方法書の段階で、クローズド式や余剰水のみを下水道放流ということを示していた。それを示した上、水質については、工事中の濁水を対象とし、調査・予測・評価をやっていくことでの、方法書での審議の経緯があるため、そのあたりを御理解いただきたい。	(3) 本施設の供用時におけるプラント排水及び生活排水の下水道放流について、下水処理施設の処理能力に留意し、万一にも下水処理後の放流水の水質に異常を来すことがないよう、本施設を適切に稼働させること。また、適正な下水道放流の確保に向けた関係機関との協議等の状況について、評価書において可能な限り明らかにすること。
	委員	アセス手続後の基本的な流れは、御説明いただいた。今後取り組むことについて、分かっている範囲で、評価書等に記載できないか御検討いただきたい。		
京田辺市	工事中において、降雨による、濁水の流出防止に努めること。 また、供用時においても雨水・汚水排水設備の適切な管理に努めること。			

項目	委員等意見の概要	事業者回答の概要	No. 【現時点】 答申（素案）
	<p>住民</p> <p>当該施設からの排水が適切に処理され公共水域に放流されるとあるが、そのことが何も担保されない状況では、準備書に記載のような「排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。」ことにはならない。</p> <p>当該施設や排水を処理する下水処理場は、生活に欠くことのできない施設である一方、汚物汚水を扱う施設であることからより慎重に計画すべきであり、かつ公共施設であることから、民間施設の規範となるような十分な環境影響評価とその対策を実施すべきである。</p>	<p>下水道へ放流する排水のうち、有害物質を含むプラント排水については、水質汚濁防止法の構造等に関する基準を遵守し、公共用水域への飛散、流出を防止するとともに、排水処理設備において適切に処理を行い、下水道排除基準を遵守したうえで、下水道に放流します。</p> <p>今後も関係機関と協議のうえ、下水道処理施設への影響の低減に努めてまいります。</p>	
	<p>水環境対策課</p> <p>場内廃水について、下水道処理施設においては、重金属類やダイオキシン類等の有害物質の処理ができないことを踏まえ、また、木津川流域下水道においては、放流先が大阪・兵庫1,100万人の水道水源として利用されている現状も鑑み、京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準を確実に遵守するとともに、下水処理施設放流先である公共用水域等の場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を評価書に記載し、実施すること。</p>		
(4) 動物・植物	<p>委員</p> <p>植物のうち、ミゾコウジュが気になる。準備書に、注目すべき植物一覧があり、ミゾコウジュは準絶滅危惧種に該当する。準備書にはミゾコウジュの生育環境は、畔や湿った草地と記載されている。事業者資料の地図では、生育場所は対象事業実施区域の外とされているが、その場所の土地利用はそうした場所でないか。</p>	<p>現地調査においてミゾコウジュが確認された場所は、植生図の基本分類で人口裸地と書いてある場所である。ミゾコウジュを確認した場所は、過去に造成が行われたような裸地であり、現在、荒地又は雑草地になっている。</p> <p>予測・評価において、当該生育場所が、今後の造成計画でヤードや仮置き場所となる可能性はないことを確認したため、影響はないと評価をした。</p>	<p>【御意見に係るミゾコウジュの状況について(参考)】</p> <p>平成30年夏季調査で3株確認されたミゾコウジュについて、令和2年7月20日、事業者及び京田辺市の職員が、当該ミゾコウジュの生息場所としての同一場所の現況調査を行ったところ、生息していないことを確認した。</p>
	<p>委員</p> <p>コクランは、対象事業実施区域のエリアの内にあるため、類似の生育環境に移植する措置をとる。ミゾコウジュは、コクランよりも希少性が高く、準絶滅危惧種のため、ミゾコウジュについても、何らかの配慮をするのがよい。</p>	<p>現状の生育環境が変わることはない。移植をする場合、移植先での活着にリスクがある。ミゾコウジュの生育場所を改変しないので、このまま残置させたいと考えている。</p>	
	<p>委員</p> <p>ミゾコウジュの生育場所について、土地所有者は、事業者又は別の者のどちらか。</p>	<p>別の者が土地所有者である。</p>	
	<p>文化財保護課</p> <p>当該事業地周辺で実施された「自然環境保全基礎調査」(昭和53年～平成17年、環境庁、環境省)において、国指定天然記念物アユモドキ及び府登録天然記念物ハッコウトンボの生息が確認されていますが、その後、対象事業実施区域及びその周辺を対象とした調査においては、両種ともその生息は確認されていません。</p> <p>については、事業の実施にあたって、今後新たに生息個体及び生息地が確認され、生息個体及び生息環境に影響を及ぼす行為を行う場合には、その取扱いにつき当教育委員会及び京田辺市教育委員会と協議を行うよう事業者へ伝達願います。</p>		

項目	委員等意見の概要	事業者回答の概要	No. 【現時点】 答申（素案）
(鳥類)	<p>委員</p> <p>オオタカについては、事業地の近傍に、ある日突然、オオタカの巣が見つかったため、事業者により追加の調査等が行われている。調査等の結果、影響がある部分や影響がない部分を適切に区別され、まとめられている。</p> <p>まず、影響がなかった部分について、対象事業実施区域が改変されてしまうと、もともと森林だったところのごみ処理場が変わってしまい、自然環境が無くなる。一定の面積の自然環境が失われてしまうことの影響については、御説明をいただいたとおりであり、餌場は1パーセント程度の減少のため、影響は少ないという結果である。面的な影響については、影響が少ないということが分かった。併せて、周辺にも餌場が準備されていて、仮にごみ処理場ができたとしても、周辺のえさ場を使って生息できることが分かった。</p> <p>一方、影響がある部分については、事業者資料の記載を若干修正したほうがよいと考える。検討の結果、工事期間中、騒音の影響や視覚的変化の影響があるとされている。</p> <p>そのうち、距離減衰について、音の距離減衰により営巣地に対する影響がないが、影響がないのは営巣地のひなであり、親鳥には音の影響が出てしまう。親鳥への影響とひなへの影響の違いが整理できていないので修正いただきたい。特に、親鳥については、工事エリアは、親鳥が頻繁に飛翔するエリアである高頻度利用域に該当する。つまり、ここで工事を行うと、親鳥は、音や工事車両の動きによって、行動を変えてしまい、営巣放棄につながってしまうという影響が想定される。そのような影響があるので、事業者において工期を見直されている。特に、繁殖期間中、親が頻繁に飛ぶ期間について、工事を最大限に小さくする、営巣地より遠い部分から工事を始める、最終的に工期を延長するといった形で、事業者は相当に検討された。</p> <p>親鳥への影響とひなへの影響とを区別し、親鳥の影響については、工期等の検討により対応できている。</p> <p>追記したほうがよいことは、代替巣についてである。本件については、様々な要因について、影響の有無を整理し、影響があることについて、一つ一つ対応するという整理してきた。ただ、全体として影響をゼロにできているわけではなく、最終的に、このペアが現在の営巣地を放棄してしまう可能性はゼロにはできない。</p> <p>もし、このペアが営巣地を捨ててしまった場合のために、その周辺に変わりの巣を作ってもらえる場所を準備するといった代替巣について検討をしたのであれば、記載してはどうか。</p>	<p>御指摘のとおり、音に関する内容について、親鳥とひなを少し書き分けて、分かりやすくさせていただく。</p> <p>代替巣について、京都府と確認して、どこまで書けるのかを確認しながら、用意させていただく。</p>	<p>(4) オオタカについて、親鳥への影響要因とひな鳥への影響要因とは異なるものであり、環境保全措置もそれぞれに応じて検討・実施すべきものであることから、評価書においてこれらを区分して記載するとともに、必要に応じて専門家の助言を受けて、当該環境保全措置を確実に実施すること。</p> <p>また、当該環境保全措置に関する検討経過を可能な範囲で評価書に記載すること。</p>
	<p>委員</p> <p>いくつか具体的に、御指摘と御提案をいただいた。事業者としてはいかがか。</p>		
	<p>委員</p> <p>一般化すると、具体的に細かく検討した経緯自体が、大事な評価のプロセスである。それを記載するということは基本的なことと考えていただけたらよい。</p>	<p>オオタカの保全の経緯について、準備書p.8-2に、公表できる範囲で、オオタカの保全及び措置に関する検討の経過と結果を整理しているのので、御紹介させていただく。</p>	
	<p>委員</p> <p>先ほど、8件のコメントが来ていたことについて、回答できる範囲で構わないが、動物に関する意見はどういった内容か。</p>	<p>オオタカが近くで営巣をしているため事業者は、地権者の土地を買い上げて、色々対策をできないかということ。もう一つは、工事中の事業スケジュールをしっかりと明確にして、知らせてほしいという御意見があった。</p>	
	<p>委員</p> <p>回答準備中かもしれないが、可能な範囲で御紹介いただけたらよい。</p>		
	<p>委員</p> <p>前半の部分について、かなり難しいかもしれない。後半の部分については、すでに対応できているので、工期の延長等の計画変更の経緯について、対応したことを書いていただけたらよい。</p>	<p>第1期のオオタカの調査において、営巣が近くに確認されたため、専門家のアドバイスを受けるために、組合は、オオタカ保全専門家会議という3名の専門家からなる組織を設けた。第2期の調査を始める前の12月にその会議を設置して、調査方法や保全措置等について、御意見を伺い、それに基づいて検討を進めた。</p>	

項目	委員等意見の概要		事業者回答の概要	No. 【現時点】 答申（素案）
	委員	オオタカについて、非常に丁寧に対応された。専門家会議が作られたとある。今回、評価までのプロセスの中に、専門家会議の意見をどう経緯で反映されているのか、今回どのように関わられたかを御紹介いただきたい。		
	委員	調査結果については、コメントをもらっていないということか。	調査結果についても、その都度、委員に連絡を入れて、そこで意見をいただいて進めている。	
	委員	全体を通して、専門家の意見と了解を得て、資料ができてきているという理解でよいか。	そのとおり。	
	京田辺市	希少猛禽類が、事業区域付近に生息が確認されているため、造成等の工事及び建設機械の稼働に伴う希少猛禽類への影響の低減に努めること。 また、事後調査の結果、希少動植物等への措置を講じる必要がある場合については、関係機関と協議の上、適切に対応すること。 敷地内の緑地については、周辺環境と調和がとれるように努めること。		(4) 敷地内の緑地については、周辺の環境との調和に努めること。
	大阪府(仮)	オオタカなど保全の配慮が必要な動植物については、専門家の助言を基に環境保全措置の適切な実施を図ること。		(4)アに反映
	住民	オオタカ営巣木は私有地にあり、地主の理解を求めるだけでは不十分である。保護の具体的な確約の施策を講じられたい。私有地は売買自由であるため、保全のために買い上げるべきです。 騒音等の発生や視覚的な変化による影響があると予測されているが、学研都市建設時、木津北地区のオオタカの営巣の場合、公団はビデオ撮影して、営巣・巣立ちまで観察された。 枚方京田辺環境施設組合はオオオオタカの営巣、巣立ちまで実証すべきです。保全措置に欠陥がある時は工事の中止、改善を直ちに実施して下さい。	本事業において、オオタカの保全のために私有地を買い上げることはできません。ただし、工事期間中の繁殖期及び工事完了後1年間の繁殖期を対象に、定点調査及びビデオカメラ撮影によりオオタカの営巣・巣立ちなどの確認を行うほか、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応し、オオタカの保全に努めてまいります。	(4)アに反映
住民	造成を行うにあたり、オオタカの生息が事業により影響があると認めながら、その対応が、「工事箇所を遠方から実施とか状況により専門家の意見をお聞きする。」という漠然とした内容であり生息を維持することが出来る確証が示されていない。工事スケジュールを明確にして、具体的な手法を示すべきだ。また、仮にオオタカの生息が維持できない場合、当事者の責任と罰則、京都府の責任を明確に示すべき。	本組合では、専門家からなるオオタカ保全専門家会議を設置し、具体的な工事スケジュールを基にオオタカの生息が維持できるように環境保全措置を検討し、準備書にお示しいたしました。 準備書に記載のとおり、本事業では、工事期間中のオオタカの繁殖期及び工事完了後1年間の繁殖期を対象に、定点調査及びビデオカメラ撮影により営巣・巣立ちなどの確認を行うほか、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応いたします。		
(5)生態系	自然環境保全課	「第7章 調査、予測及び評価の結果」の「7-4 動物」「7-5植物」「7-6 生態系」にあげる各種の予測結果については、可能な範囲で生態的知見を踏まえるなど、その評価に至るまでのプロセスがわかるような書き方が望ましい。		(4) 動物、植物及び生態系に係る予測結果について、評価書においては、各種の生態的知見を踏まえて検討した経過をより丁寧に記載するよう検討すること。

項目	委員等意見の概要		事業者回答の概要	No. 【現時点】 答申（素案）
(6) 景観	委員	景観の事後調査について、景観の変化は、さほど大きくないとされているが、私は目立つと思う。個人によって評価が変わるものである。事後調査は、その結果をどのように評価するのか教えてほしい。	河内峠から焼却施設の建屋や煙突が見えるため、影響が小さいと準備書に記載せずに、影響があるとされている。保全措置として、周囲の環境と調和するような煙突等のデザインに配慮していくことを示している。 現時点では、詳細について決まっていないため、今後、決まったものを、写真を載せて周辺との調和について確認する。	
	委員	景観を、事業者が判断するのか。	事業者が考察を行うが、それを、京都府に提出して、確認を受けることになる。	
	京田辺市	敷地内の建物や煙突等のデザインや色彩については周囲の景観と調和がとれるよう努めること。		(5) 本施設の建物及び煙突等のデザイン及び色彩について、周囲の景観との調和に努めること。
(7) 廃棄物等	委員	廃棄物に関して、焼却灰は、適切に処理するとされている。 近年、大雨で洪水が起きている。その際、焼却灰があふれたりする可能性がある。そうした場合、どのように対策するのかについて、検討をしているのか。	廃棄物に関して、災害が起こった場合、焼却灰や飛灰は場内に溜まって場外に漏れることはないのかという話であったと思う。 今回の施設は、災害に強い施設にしていきたい。実際に災害が起こった場合、稼働できるような体制をとっておきたいと考えている。廃棄物の処理が見込めなくなる場合でも、場内から飛灰や焼却灰をあふれ出させないために、焼却炉を止め、飛灰や焼却灰を発生させないようにする。	
	委員	工事中の廃棄物について、予測結果や評価結果、保全措置については特に意見ないが、準備書では「建設リサイクル推進計画2008」を参照することとされている。同計画は、「2014」も出ていて、今、「2020」のパブリックコメントがされている状態であるのでアップデートしてもらいたい。特にパブリックコメントがされている「2020」のものでは、建設工事に出てくる廃棄物について、社会的な要請もあることから、プラスチックの廃棄物の削減に関して、今回、初めて考察がされた。そういうことを意識して、工事中の廃棄物についても、より高いものを目指すような、ものにしてほしい。	「建設リサイクル推進計画」について、評価書の段階で更新する。「2020」についても、内容を確認したい。	(6) 工事中に発生する廃棄物や土砂については、国の最新のリサイクル推進計画を参照し、廃プラスチック類も含め、可能な限り再利用・再資源化に努めるとともに、再利用・再資源化できないものに対しては適正処理を確保すること。
	委員	最新の情報を参照いただき、検討を進めていただきたい。		
	京田辺市	工事中に発生する廃棄物や土砂については、可能な限り再利用及び再資源化に努めること。		
	大阪府（仮）	施設供用時の焼却灰や飛灰については、燃焼管理による発生抑制や再資源化等により、最終処分量の更なる削減を図ること。		(6) 本施設の供用時の焼却灰やばいじんについては、燃焼管理による発生抑制や再資源化等により、最終処分量の更なる削減を図ること。
	住民	造成時の残土が20万立米を超え、伐根・雑木など相当量の搬出運搬が行われるが、搬出先や工程なども未定であり施工業者にゆだね丸投げの恐れがある。運搬車両の経路により地域住民に多大な影響を及ぼす。	現時点では車両の走行ルートは明確に決まっておりません。このため、工事中の車両走行による環境への影響については、全車両が同一方向を走行した場合を想定して予測評価しております。 なお、環境保全措置として計画的な運行管理やエコドライブの徹底、法定速度の遵守等を計画しております。これらを実施することにより、地域の皆様への影響を低減できるよう努めてまいります。	(6) アに反映

項目	委員等意見の概要		事業者回答の概要	No. 【現時点】答申（素案）
(8) 温室効果ガス等	委員	<p>工事中の温室効果ガスについて、大型車と小型車に分けられている。大型車は、工事用車両としてディーゼル車のことであろう。小型車は、燃費がリッター19.2キロである。ガソリン車だとすると、燃費を19.2キロとすることは、少し高く、そのような値にはならないだろう。</p> <p>工事中は、まだ、ハイブリット車や電気自動車を考えてもよいが、令和7年から施設供用開始がされると、10年から15年程度使用されることになる。施設供用時、車が増えるので、輸送のために排出される温室効果ガスも増えることになる。その時、パッカー車であっても、ガソリン車の計算でいいのか。その時、どんな車があるのかを想定した方がいい。</p> <p>温室効果ガスを、実際に測るのは難しいが、環境への配慮に対する事業者の姿勢が試されているので、少し考えてほしい。</p>	<p>工事用車両の原単位については、確認する。施設供用後、ガソリン車の使用を想定しているのは、アセスメントで過小評価をしないため、ガソリン車で計算をしている。</p> <p>保全措置の方に、CO2排出の少ない車両を検討すること等を追加で記載できないか、検討したい。</p>	(7) ア 本施設は長期間にわたって稼働するものであることから、将来を展望し、電動化等による温室効果ガス排出量の少ない施設利用車両の率優先的な導入を検討すること。
	委員	<p>具体的な数字は大切である。つまり、最新の考え方を含めて、できる限りの情報を使うべきとの御指摘だったと思う。</p>		
	京田辺市	<p>京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で示す削減目標達成に向けて、省エネルギー型設備・機器の導入や余熱利用等により、環境負荷の低減に努めること。</p>		(7) 本施設が立地する自治体の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を参照の上、省エネルギー型設備・機器の導入及び余熱利用等を通じた地球環境への負荷低減に努めること。
	大阪府(仮)	<p>ごみ収集車の走行距離が延びるに伴い、温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、関係機関と連携してごみ収集車等に電気自動車等を導入するなど、温室効果ガスの更なる削減を図ること。</p>		(7) アに反映

※ 大阪府(仮)について
11月5日時点、大阪府知事意見は、本府に未到達のため、現時点で入手できた情報を参考に記載したもの。

30 環管第 252 号
平成 30 年 7 月 4 日

枚方京田辺環境施設組合
管理者 石井 明三 様

京都府知事 西脇 隆俊

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見書について

平成 30 年 1 月 9 日付けで提出の上記環境影響評価方法書について、京都府環境影
響評価条例第 13 条の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担 当	環 境 部 環 境 管 理 課 指 導 担 当
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 1 5
F A X	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 0 5

別添

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見は、次のとおりです。

1 全般的事項

- 本事業では、可燃ごみ広域処理施設の配置や構造、設備の仕様、工事計画、運営計画などの事業特性の詳細は今後選定される民間事業者により決定されることになるため、その決定によって環境影響が変化することが考えられる事業特性の詳細をあらかじめ定めた上で環境影響評価を実施すること。

環境影響評価の実施までに定まらない事業特性の詳細については、各環境影響要因及び環境要素の区分ごと、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施すること。

- 今後、詳細な事業計画の策定や現地調査の結果等により、新たな環境影響要因が明らかになった場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直した上で、適切に環境影響評価を実施すること。
- 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載すること。
- 環境影響評価の実施に当たっては、積極的かつ丁寧な情報公開を行う等、地域住民の十分な理解を得られるよう努めること。

2 個別事項

(1) 大気質

- 水銀を含め大気汚染に係る項目については、適切な排出ガス処理施設などの保全措置を検討し、できる限りの排出削減に努めること。
- 現況調査は、地域の風向や風速などの気象条件を踏まえて、適切に実施すること。
- 枚方市東部清掃工場の影響を加味して予測を行うに当たって、影響が最も大きくなる状況を適切に説明できる手法を検討し、準備書に適切に示すこと。
- 評価に当たっては、環境基準との比較にとどまらず、現況からの変化についても検討すること。

(2) 騒音

- 国道 307 号において、工事車両や供用時の施設利用車両の走行による騒音レベルの悪化を低減するため、走行時間やルート分散化などの対策を関係市とともに検討すること。

(3) 水質

- 排出ガス処理の方法を明らかにするとともに、有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。

(4) 動物・植物

- 動物（猛禽類を除く）及び植物の調査については、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定するとともに、必要に応じて、調査範囲の拡大及び追加調査を実施すること。また、定点カメラを使用して哺乳類及び小動物などの移動ルートを把握するとともに、そのルートを分断するなどの影響が想定される場合は、必要な保全措置を実施すること。
- 事業実施区域及びその周辺において、重要種の生息（営巣）・生育が確認された場合には、必要な対策について十分に検討し、その内容を準備書に記載すること。
- 近隣でオオタカの生息情報があることから、必要に応じて猛禽類調査を周年で実施すること。また、オオタカを含む猛禽類の繁殖行動を確認した場合は、必要に応じて追加調査を実施し、繁殖活動への影響を回避・低減するための保全措置を検討し、準備書に記載すること。

(5) 生態系

- 事業により影響を受ける自然環境については、現地調査の結果を踏まえ、事業地内の緑化の推進をはじめ、実行可能な最大限の保全措置を検討し、総合的に評価を行うこと。

(6) 景観

- 当該施設の配置や構造、外観等は、可能な限り地域景観と調和したものとし、景観予測に当たっては、必要に応じて複数案を検討する等、住民に分かりやすく示すこと。

(7) 温室効果ガス等

- 枚方市穂谷川清掃工場における処理が本事業の可燃ごみ広域処理施設で行われるようになることに伴い、施設利用車両の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、関連する温室効果ガス削減計画を踏まえて、排出量の低減を関係市とともに検討すること。